

# 国際協力排出削減量の記録等に関する省令案等 に対する意見募集の結果について

令和7年1月31日(金)

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室  
経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室  
環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

国際協力排出削減量の記録等に関する省令案等について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

## 1. 概要

- (1)意見募集期間:令和6年12月6日(金)～令和7年1月5日(日)
- (2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見募集の結果

- (1)意見件数:10件うち有効件数10件
- (2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

## お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 共通	
<p>無益どころか有害でしかない排出削減をまともに国際社会で取り上げている地域もない中、日本が進めようとしていることに気付くべき。人類のみならずすべてのいのちに対する犯罪行為であり、即刻取り止めるよう求める。</p>	<p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>申請者が簡単に書類をアップロードし、申請状況を追跡し、提出書類に関する通知を受け取ることができる、使いやすいデジタル提出ポータルを導入すること。また、相手国と足並みを揃え、同じデジタル申請ポータルの採用などを検討すること。さらに、排出削減量の追跡・分析や、プロジェクトの評価をリアルタイムで行えるシステムを構築すること。</p>	<p>JCMの効果的かつ合理的な実施に向けて、いただいた御意見も踏まえつつ、一層のシステム開発等の必要な措置を検討してまいります。</p>
<p>JCMプロジェクトの十全性を維持するために、プロジェクト参加者や検証機関、行政機関、行政官に対して、定期的に本人確認、資金洗浄対策、贈収賄・汚職防止の措置を講じること。この際、プロジェクト管理プラットフォームと統合することが有用。また、負債、詐欺、会社の解散などにより法人等保有口座の閉鎖が必要な場合について検討すること。</p>	<p>JCMのパートナー国とも調整の上、いただいた御意見も踏まえつつ必要な措置を検討して参ります。なお、法人等保有口座の閉鎖が行われない場合であっても、振替申請に係る法人等保有口座の名義人が法令違反等をしている場合には、クレジット移転が事実上凍結されることがあります。</p>
<p>プロジェクト開発者や検証機関を含む利害関係者のためにワークショップや研修会を開催し、法令上の要件や手順についての理解を深めること。また、プロジェクト登録のための手順、要求事項、ベストプラクティスを説明した説明資料・FAQなど、包括的な説明資料を作成すること。</p>	<p>改正法の施行に向けて、いただいた御意見も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。</p>
<p>提出を行わせる書類においては、法人である事業者については法人番号の提出も行わせた方が良く考える。</p>	<p>申請者の記載事項については、事業者名等を特定する観点から必要最低限の項目にとどめることとしており、法人については、定款及び登記事項証明書により事業者の存否を確認するため、これ</p>

	<p>らの書類を提出していただくこととしているところでは、必ずしも法人の存否の確認に必要な事項ではないことから、事業者への負担となる可能性もあり、本省令においては、求めないこととしますが、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>2. 国際協力排出削減量の記録等に関する省令案の関係</p>	
<p>申請者の事務負担を軽減するため、申請書やプロジェクト設計書類を簡素化することも検討する。可能であれば、明確なガイドラインやテンプレートを用いることで、必要な情報がすべて含まれるようにすること。</p>	<p>申請書やプロジェクト設計書類（事業設計書）のテンプレート化等は既にも実施しておりますが、御意見も踏まえつつ、更なる利便性向上を検討してまいります。</p>
<p>クレジットの二重計上や二重請求のリスクを軽減するため、世界中の他の環境市場や登録システムとの連携を行うこと。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえつつ、パリ協定6条2項のガイダンスに沿って、クレジットの二重計上や二重請求のリスクの軽減に努めてまいります。</p>
<p>3. 国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令案の関係</p>	
<p>JCM クレジットを企業間で取引することを想定した際、本省令案が公布されることによる手続への影響を確認したい。特に企業間の JCM クレジット取引及び無効化・取消しを行う際、「添付資料3 国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令案の概要」様式第五の添付が必要か否か、確認したい。</p>	<p>企業間の JCM クレジット取引及び無効化・取消しに当たっては、国際協力排出削減量の振替の申請を電子手続において行っていただくこととなります（改正法第1条の規定による改正後の地球温暖化対策法（以下「法」という。）第57条の11第2項）ので、「添付資料3 国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令案の概要」様式第五の添付は必要ありません。他方で、国際協力排出削減量を対象とした信託が設定されており、その信託の受託者に変更がある場合には、当該変更に係る手続の一環として様式第5の提出を行っていただくことが必要となります。なお、こうした信託関係の手続を含め、今後電子手続化の検討を進めてまいります。</p>
<p>「添付資料3 国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令案の概要」丸16に規定されている手数料の納付について、納付は JCM クレジットを取引及び無効化・取り消しする度に行う必要があるのか。それとも、ひと月に1回等、まとめて納付することも可能か。</p>	<p>環境大臣及び経済産業大臣は、国際協力排出削減量の振替の申請の手続に不備がある場合には、当該振替を制限する場合があります。それぞれの申請に先立ち手数料納付が行われている必要があります。指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に手数料を振り込み、かつ、原則としてその振込みを証</p>

<p>となり、JCM クレジット取引活性化の阻害要因となる可能性があるため、納付方法・タイミングについて、柔軟性を持たせた運用のご検討をお願いします。</p>	<p>明する書面を提出することとが必要になりますが、具体的な納付方法等については今後検討を進めてまいります。</p>
<p>日本に居住していないプロジェクト参加者やその他の参加者が使いやすいように、英語などの世界共通語でレジストリを作成することを検討すること。また、サポート対応も同様に検討されること。</p>	<p>JCM については、レジストリの作成や、ホームページによる情報提供を英語でも行っておりますが、いただいた御意見も踏まえつつ、更に使いやすいように対応の検討を進めてまいります。</p>

以上